

市町村農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の定め及び変更に係る知事の同意基準

制定 令和7年11月27日 7農支第3402号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号。以下「法」という。)第8条第1項の規定に基づいて市町村が定める農業振興地域整備計画(以下「整備計画」という。)のうち、市町村が同条第2項第1号に掲げる事項に係るもの(以下「農用地利用計画」という。)の策定又は変更をしようとする場合の知事による同条第4項(法第13条第4項において準用する場合を含む。)の同意基準については、地方自治法(昭和22年法律67号)第250条の2第1項の規定に基づき、次のとおり定める。

なお、この同意基準の内容は、法、農業振興地域の整備に関する法律施行令(昭和44年政令第254号。)及び農業振興地域の整備に関する法律施行規則(昭和44年農林省令第45号。)の規定に基づくものであり、その適用に際しては、法令の解釈等について示した農業振興地域制度に関するガイドライン(平成12年4月1日付け12構改C第261号)等関係通知を必要に応じ引用し判断するものとする。

第1 基本的事項

同意基準の基本的事項は、次のとおりとする。

- 1 策定又は変更しようとする整備計画の内容が、福島県農業振興地域整備基本方針(以下「基本方針」という。)に適合するとともに、法第4条第3項に規定する諸計画との調和が保たれているものであること(法第10条第1項)。
- 2 議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想に即することであること(法第10条第2項)。
- 3 農用地区域の設定又は変更にあたっては、法第10条第3項各号で定める土地が農用地区域として定められていること。ただし、法第10条第3項各号で農用地等及び農用地等とすることが適當な土地であっても、同条第4項に規定される土地は農用地区域には含まれないものとする。
- 4 農振整備計画の変更が、法第13条第1項の規定に基づき、農業振興地域整備基本方針の変更もしくは農業振興地域の区域の変更により、法第12条の2第1項の規定による基礎調査の結果により又は経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときに遅滞なく行われるものであること。
- 5 法第8条第4項(法第13条第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づき知事への協議を行おうとする整備計画の案が、法第11条の規定により縦覧等の手続きを了したものであること。
 - (1) 整備計画を策定し又は変更しようとする旨を公告し、その理由を記載した書面を添えて縦覧済みであること(法第11条第1項)。
 - (2) 市町村民から意見書の提出があった場合、その内容ごとに要旨、提出数及び処理結果が明確に示されていること(法第11条第2項)。
 - (3) 縦覧等の結果が、次のいずれかに該当すること(法第11条第8項)。
 - ア 農用地利用計画の案に対し異議の申出がないこと。
 - イ 異議の申出があった場合には、その全てにつき決定があり、かつその決定について審査の申立てがないこと(法第11条第4項)。
 - ウ 審査の申立てがあった場合には、その全てについて裁決があること(法第11条第6項)。
 - (4) 国有地を含めて農用地区域を定め又は変更しようとするときは、その国有地を所管する各省各庁の長の承認を受けていること(法第11条第10項)。

第2 農用地利用計画の策定及び変更に関する基準

1 農用地区域に含まれるべき土地(農用地区域への編入)

農用地区域は、今後おおむね10年以上にわたり農業上の利用を確保すべき土地について定めるものであり、同区域に含めるべき土地については、法第10条第3項各号に定めるとおりであるが、その運用にあたっては、別表1の各号の基準のいづれかを満たしていることとする。

2 農用地区域からの除外

(1) 法第10条第3項各号の要件を満たさないこととなった場合

ア 集団的に存在する農用地の規模が10haを下回った場合(第1号関係)、土地改良事業等を実施中であったが計画変更により当該事業の施行に係る区域でなくなった場合(第2号関係)、集団的に存在する農用地や土地改良事業等の施行に係る区域内にある土地の保全又は利用上必要な施設の用に供されてきた土地が当該施設の廃止、縮小等によりその用に供されないこととなった場合(第3号関係)、農業用施設用地の規模が2haを下回った場合(第4号関係)などが想定される。

イ ただし、このような場合に直ちに当該土地が農用地区域から除外されることとなると、当該農用地区域内の土地において営農活動を行っている農業者が農業振興施策を受けられなくなる等の不利益を被るおそれや、農地の利用集積や地域における営農活動を阻害するおそれがあることから、直ちに農用地区域から除外する必要があるかどうかは、市町村において慎重に判断することとなる。

ウ そのため、アの場合であっても「地域計画の達成又は果樹若しくは野菜の生産団地の形成その他の当該農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要であると認められる土地」(第5号関係)であると市町村が判断するときには、引き続き農用地区域とすることが適当である。

(2) 法第10条第4項に該当する場合

法第10条第4項の農用地等及び農用地等とすることが適當な土地に含まれない土地に該当することになった場合には、法第13条第2項の適用はなく、同条第1項の規定に基づき農用地区域を変更すること。なお、基礎調査の結果を基に行う整備計画全体の見直しと時期的に重なる場合には、見直しに伴う変更と同時に変更して差し支えない。

(3) 法第13条第2項の規定により除外する場合

次のいづれも満たしていること。

ア 別表2の基準を全て満たしていること。

イ 県面積目標の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること(法第13条第6項)

法第13条第2項に規定する農用地区域の変更(以下「除外目的変更」という。)に係る整備計画の変更に関する事前協議等があった場合において、当該除外目的変更が、県における農用地等の確保の状況からみて県面積目標の達成に支障を及ぼすおそれがないこと。

別表1

号	要件	審査項目
第1号	集団的に存在する農用地	集団的に存在する農用地の規模は10ヘクタール以上とするが、その算定にあたっては、道路・鉄道その他の施設、河川、がけその他の地形、地物等を境界とすることとなるが、農用地が連たんすることによる農作業の効率性等の面から優良農地として農用地区域とするものであり、これらの地形、地物等であっても通作等に支障がないものである場合には、境界とせず一団の土地とすること。
第2号	土地改良事業等の施行に係る区域内の土地	<p>土地改良事業等の事業が行われた土地は農業生産性が高い土地であることから、農用地区域とするものであるが、一定の整備水準が確保されており、かつ、施行に係る区域の特定が可能であることが必要であることから、国の直轄又は補助に係る事業で土地改良法(昭和24年法律第195号)施行後に実施されたもので次に該当する事業を対象としたものであること。</p> <p>ア 農業用用排水施設の新設または変更(当該事業の施行により農業の生産性の向上が相当程度見込まれない土地、いわゆる不可避受益地にあっては、当該事業を除く。)</p> <p>イ 区画整理</p> <p>ウ 農用地の造成(昭和35年以前の年度にその工事に着手した開墾建設工事は除く。)</p> <p>エ 埋め立て又は干拓</p> <p>オ 客土、暗きよ排水その他土地の改良又は保全のために必要な事業</p> <p>なお、主として農用地の災害を防止することを目的とする防災事業や非農用地区域捻出を主な目的とする集落土地基盤整備事業、緊急に必要な補強工事を行うことにより農業用用排水施設の機能の維持及び安全性の確保を図る基幹水利施設補修事業などは、法第10条第3項第2号の土地改良事業等に含まれるものとするが、農業用用排水施設の変更であって、従前の機能の維持を図ることを目的とする更新事業は、法第10条第3項第2号の土地改良事業に含まれる。</p>
第3号	集団的に存在する農用地及び土地改良事業等の施行に係る区域内の土地の保全又は利用上必要な施設の用に供される土地	土地改良施設の用に供される土地で、このうち集団的に存在する農用地及び土地改良事業等の施行に係る区域内の土地に接しているものが一般的に該当する。
第4号	農業用施設用地	<p>集団的な農業用施設用地としての規模である2ヘクタール以上の用地については、河川、道路等線的な施設により土地が分断されている場合にあっても、その相互間の往来に支障がなく、土地利用上一体的なものとして考え得る場合には、一つの団地として扱うことができる。</p> <p>農業用施設のうち、</p> <p>ア 製造(加工)施設は、農畜産物を原材料として製造(加工)を行う施設であって、原材料のうち農業者自らの生産する農畜産物等(農業者自らの生産する農畜産物又は当該農畜産物及び当該施設が設置される市町村の区域内若しくは農業振興地域内で生産される農畜産物をいう。以下同じ。)の割合が量的又は金額的に5割以上を占めるものをいう。</p> <p>イ 販売施設は次のいずれかに該当する施設をいう。</p> <p>① 農畜産物を販売する施設であって、販売する農畜産物のうち農業者自らの生産する農畜産物等の割合が量的又は金額的に5割以上を占めるもの。</p> <p>② 農畜産物を原材料として製造(加工)したもの(以下「加工品」という。)を販売する施設であって、販売する加工品のうち農業者自らの生産する農畜産物等加工品(原材料のうち農業者自らの生産する農畜産物等を量的又は金額的に5割以上使用して製造(加工)した加工品をいう。)の割合が量的又は金額的に5割以上を占めるもの。</p> <p>ウ 加工品・料理等提供施設は次のいずれかに該当する施設をいう。</p> <p>① 農畜産物又は加工品を提供する施設であって、提供する農畜産物及び加工品のうち農業者自らの生産する農畜産物等加工品の割合が量的又は金額的に5割以上を占めるもの。</p> <p>② 農畜産物又は加工品を材料として調理されたものを提供する施設であって、材料のうち農業者自らの生産する農畜産物等及び農業者自らの生産する農畜産物等加工品の割合が量的又は金額的に5割以上を占めるもの。</p>

号	要件	審査項目
第5号	農業経営基盤化促進法(昭和55年法律第65号)第19条第1項に規定する地域計画の達成又は農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地	<p>農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地として農用地区域を定めるに当たっては、その土地の位置、地形その他の自然的条件、土地利用の動向、地域の人口及び産業の将来の見通し等を考慮するとともに、地域の農業者の意見を十分聴いて、将来のあるべき土地利用の方向を見定めつつ、優良な農用地等の確保に努めることが重要であるが、その具体例は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 産地形成の観点から確保することが必要なもの。 イ 優良農地の保全や一体的整備等の観点から確保することが必要なもの。 ウ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者の育成の観点から確保することが必要なもの。 エ 環境保全の観点等から確保することが必要なもの。

別表2

号	要件	審査項目
第1号	(1) 農用地等以外の用途に供する ことが必要かつ適当であるか。	① 具体的な転用計画があること。 ② 不要不急の用途に供するために農用地区域から除外するものではないこと。(必要性、緊急性) ③ 通常必要とされる面積等からみて農用地区域からの除外が過大なものではないこと。
	(2) 農用地区域以外の区域内の土 地をもって代えることが困難で あるかどうか。	④ (例) 農用地区域外の土地に家屋の新築が可能な土地があるにもかか わらず、家屋の新築のために農用地区域からの除外を行う場合ではない こと。 ⑤ (例) 農用地区域外の土地を併せて利用可能であるにもかかわらず、宅 地全体を農用地区域内の土地で対応する場合ではないこと。 ⑥ 土地所有者の了承を得ていることや土地価格が安価であることを理由 として、農用地区域外の土地をもって代えることが困難とすることでないこ と。
第2号	(3) 農用地区域内における地域計 画の達成に支障を及ぼすおそ れがないと認められること。	⑦ (例) 地域計画の区域内の土地が農用地等以外の用途に供されることに より、当該地域計画に定められた農作物の生産振興や産地形成に支障 が生じる場合でないこと。 ⑧ (例) 地域計画の区域内の土地において農業を担う者が特定されている 場合又は農業を担う者の確保が見込まれている場合において、その者 に係る地域計画の区域内の土地を農用地等以外の用途に供する場合で ないこと。 ⑨ (例) 地域計画の区域内の土地が農用地等以外の用途に供されることに より、当該地域計画に定められた効率的かつ安定的な農業経営を営む 者に対する農用地の利用の集積及び農用地の集団化に関する目標の 達成に支障が生じる場合でないこと。
第3号	(4) (3)のほか、農用地区域内にお ける農用地の集団化、農作業の 効率化その他土地の農業上の 効率的かつ総合的な利用に支 障を及ぼすおそれがないと認 められること。	⑩ 集団的農用地の中央部に他用途の土地が介在することにより、高性能 機械による営農や効果的な病害虫防除等に支障が生じる場合でないこ と。 ⑪ 小規模の開発行為がまとまりなく行われることにより、農業生産基盤整 備事業や農地流動化施策への支障が生じる場合でないこと。
	(5) 土地改良事業等の施行に係る 区域内の土地等農用地の集団 化、農作業の効率化等に適し ていると考えられる土地を農用 地区域から除外する場合。	⑫ 地域の農業を担うべき者への農用地の利用集積等構造政策の推進に 支障を及ぼすおそれがないこと。
第4号	(6) 農用地区域内における効率的 かつ安定的な農業経営を営む 者に対する農用地の利用の集 積に支障を及ぼすおそれがない と認められること。	⑬ 経営規模の大幅な縮小により、認定を受けた農業経営改善計画を達成 することができなくなるなど効率的かつ安定的な農業経営を営む者が目 指す安定的な農業経営に支障が生じる場合でないこと。 ⑭ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者の経営する一団の農用地の集 団化が損なわれる場合でないこと。 ⑮ 上記2つの要件が、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1 項に基づき作成された農用地利用集積等促進計画又は農業委員会が行 う農用地のあつせん等に関する資料等の客観的な資料に基づいている こと。
	(7) 農用地区域内の土地改良施設 の有する機能に支障を及ぼす おそれがないと認められること。	⑯ ため池、排水路、土留工、防風林等の農用地区域内の土地の保全上必 要な施設について、その毀損により、土砂の流出又は崩壊、洪水、湛水 、飛砂、地盤沈下等の災害の発生が予想されないこと。 ⑰ 農業用排水施設等の農用地区域内の土地の利用上必要な施設につ いて、土砂等の流入による用排水停滞、汚濁水の流入等が予想されない こと。
第6号	(8) 土地改良事業等の工事が完了 した年度の翌年度の初日から起 算して8年を経過した土地である こと。	⑱ 土地改良事業等により、区画整理や農業用排水施設の新設又は変 更等が行われた農地が工事完了公告における工事完了日の属する年 度の翌年度の初日から起算して8年を経過していること。